

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川大作

京都市規則第115号

京都市保健所事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市保健所事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表保健医療課の項中「感染症予防第一係長 感染症予防第二係長 食品衛生第一係長 食品衛生第二係長」を「感染症予防係長 健康危機対策係長 食品安全係長 動物愛護係長」に改める。

第6条生活衛生課の項第2号中「、化製場等に関する法律、毒物及び劇物取締法及び薬事法」を「及び化製場等に関する法律」に改め、同項第7号中「に関する事務の統轄」を削り、同号を同項第8号とし、同項第3号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 毒物及び劇物取締法及び薬事法による事務に関すること。

第6条保健センターの款健康づくり推進課の項第26号中「介護給付費等」の右に「及び地域相談支援給付費等」を加え、同項第27号中「サービス利用計画作成費」を「計画相談支援給付費、特例計画相談支援給付費」に改め、同項衛生課の項第1号中「、化製場等に関する法律、毒物及び劇物取締法及び薬事法」を「及び化製場等に関する法律」に改め、同項第2号中「、化製場等並びに毒劇物販売業者及び医薬品販売業者（店舗販売業及び特例販売業の許可を受けた者に限る。）」を「及び化製場等」に改め、同項第21号を削る。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)